

【資料 1】

焼津市水道事業ビジョン等検討委員会 委員名簿

(敬称略)

所 属	役 職 名	氏 名
静岡産業大学 経営学部	教授	さとう かずみ 佐藤 和美
水道事業経験者（技術部門）	元焼津市水道局長	むらまつ きょうじ 村松 恭二
焼津商工会議所	専務理事	むらまつ ていざぶろう 村松 悌三朗
大井川商工会	事務局長	なかの としみつ <u>中野 俊光</u>
サッポロビール株式会社	エンジニアリング部長	にしい なおゆき 西井 直之
株式会社アンビ・ア	総務部 副部長	さくらい としひこ 櫻井 俊彦
焼津市立総合病院	事務部 用度施設課長	はたの まさひろ <u>幡野 正造</u>
焼津市消費者連絡会	理事	かも ようこ 嘉茂 要子
焼津市自治会連合会	豊田第10自治会 会長	おかもと やすお 岡本 康夫
焼津市自治会連合会	上小杉自治会 会長	いとう ふみお 伊藤 文雄

【資料 2】

第2回 焼津市水道事業ビジョン等検討委員会 席次表

委員長 静岡産業大学 教授 佐藤 和美

委員長 移動席
焼津商工会議所 専務理事 村松 悌三朗
大井川商工会 事務局長 中野 俊光
焼津市立総合病院 用度施設課長 幡野 正浩
焼津市消費者連絡会 理事 嘉茂 要子

元焼津市水道局 局長 村松 恭二
サッポロビール株式会社 エンジニアリング部長 西井 直之
株式会社アンビ・ア 総務部 副部長 櫻井 俊彦
焼津市自治会連合会 豊田第10自治会長 岡本 康夫
焼津市自治会連合会 上小杉自治会長 伊藤 文雄

水道総務課長 織原 由香利	水道部長 曾根 俊則	水道工務課長 榊原 一郎	建設担当主幹 鳥居 勉
------------------	---------------	-----------------	----------------

企画経理担当係長 杉木 勤	総務兼庶務担当係長 小林 数佳	配水場担当主幹 鈴木 智之	給水担当係長 山田 暁子
------------------	--------------------	------------------	-----------------

企画経理担当主査 松田 加奈子	企画経理担当主任主査 戸塚 陽介	株式会社東京設計事務所 園山 徹	株式会社東京設計事務所 下田 佑貴
--------------------	---------------------	---------------------	----------------------

【資料 3】

焼津市水道事業ビジョン等検討委員会 設置要綱

(設置)

第1条 水道事業の経営に関し広く意見を求めるため、焼津市水道事業ビジョン等検討委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(検討事項)

第2条 委員会は、焼津市水道事業ビジョン等を策定するにあたり、次に掲げる事項について検討する。

- (1) 水道事業の状況と将来の見通しの分析及び評価に関する事。
- (2) 水道事業の将来像及び目標の設定に関する事。
- (3) 前項の目標を実現するための具体的方策に関する事。
- (4) その他水道ビジョン等の策定に関する事。

(組織)

第3条 委員会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 有識者
- (3) 水道使用者

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱された日から焼津市水道事業ビジョン等の策定の日までとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長それぞれ1人を置く。

2 委員長は、委員の互選により定める。

3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

4 副委員長は、委員のうち委員長が委員の同意を得て指名する。

5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長は、会議の議長となる。

2 委員会の会議は、半数以上の委員が出席しなければ、開くことができない。

3 委員会は、必要があると認めるときは、委員会の会議に関係者の出席を求め、その意見を聴き、又は説明を求めることができる。

(報酬等)

第7条 委員の報酬の額は、委員長については会議に出席した日1日につき焼津市教育委員会の委員等に対する報酬及び費用弁償支給条例（昭和31年12月5日条例第28号。以下「委員報酬等支給条例」という。）別表第1中「その他特別職の非常勤職員」について定める額とし、その他の委員については同表中「その他法令の規定による委員」について定める額とする。

2 委員に対する費用弁償の種類及びその額は、委員報酬等支給条例別表第2の例による。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、水道部において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成30年10月24日から施行する。

2 第6条第1項の規定にかかわらず、委員の互選により会長が選出されていない場合にあっては、市長が委員会を招集する。